

市会議案第 28 号

認知症への取組の充実、強化に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成 27 年 8 月 5 日提出

吹田市議会議員 藤木 栄亮

同 野田 泰弘

同 泉井 智弘

同 山本 力

同 小北 一美

認知症への取組の充実、強化に関する意見書（案）

認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年3月に開催された認知症に対する世界的アクションに関する第1回WHO大臣級会合では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高めるべきであるとの考えが確認された。世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）には、認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取組が注目されている。

国は、認知症対策を国家的課題と位置付け、本年1月には認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を策定し、認知症高齢者が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けられる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すとしている。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取組が求められる。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 認知症の人の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法の確立、ケアやサービス等の総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた基本法を早期に制定すること。
- 2 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想などの行動・心理症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
- 3 地方公共団体などの取組において、家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービス提供の好事例（サロンの設置、買物弱者への支援等）を広く周知すること。
- 4 認知症施策推進総合戦略の効果を見極めるため、認知症の人やその介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年8月 日

吹 田 市 議 会